

# 令和3年度 学校の部活動に係る活動方針

岩手県立種市高等学校  
校長 村上 智 芳

## 1 活動の方針

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、生徒の自主的、自発的な活動を推進する。
- (2) スポーツや芸術文化等に親しむ中で、責任感や連帯感を涵養する。
- (3) 生徒同士や生徒と部顧問等との好ましい人間関係を構築し、自己有用感を育むとともに、体罰やいじめなどを学校はもちろん社会においても許さない態度を育てる。
- (4) 部顧問は効率的・効果的な練習・活動等について積極的に研鑽すると共に、技術や競技力の向上に偏るのではなく、部活動と学習とのバランス、心身の健康や栄養など幅広い視野を持たせるよう指導する。
- (5) 部顧問は、練習時間や参加大会を精査し、生徒が部活動のみならず学校内外の様々な活動に参加することで一人ひとりの個性を伸ばせるよう配慮する。
- (6) 部顧問は、ワークライフバランスの適正化に努め、授業や学校運営に係る業務の時間を確保しつつ心身の疲労回復ができるよう、部活動時間(練習試合や大会参加含む)と休養日を設定する。

## 2 活動のきまり

- (1) 部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに月ごとの活動計画及び活動実績を作成し校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に明示する。
- (2) 活動時間以外の活動や遠征・大会参加、合宿等については所定の手続きを経て行う。
- (3) 生徒は、部顧問の指導に基づき、役割や分担について十分に理解して行動する。
- (4) 生徒は、心身に不調あるとき、または、保護者の同意が得られないときは、部顧問に申し出て部活動に参加しないこととする。
- (5) 部顧問は部室及び施設や器具等について危険が無いか確認し、不具合がある場合には、校長、事務長に報告し改善等につとめる。
- (6) 部活動中に事故等が発生した場合は、顧問は家庭、校長等と連絡を取り適切に対処する。
- (7) 部顧問は、絶対に体罰をしてはいけない。また、いじめに繋がるような言動をしてはいけない。

## 3 活動時間・休養日

- (1) 部活動は、原則として部顧問が直接指導することとする。会議や出張等で顧問が立ち会えない場合は、副顧問その他の職員など責任の所在を明確にする。
- (2) 活動時間は、授業日は19時まで、休日等は8時30分から17時の間で適切な時間とする。
- (3) 原則として週1日の休養日を設定する。お盆や年末年始の学校閉庁期間、定期考査1週間前から考査終了までの部活動禁止期間等を合わせて、年間平均で週2日以上以上の休養日となるよう設定する。

## 4 その他

- (1) 部活動の実施に当たっては生徒の健康状態の把握に努めるとともに、体調が不安な部員や参加を希望しない部員は活動に参加させない。また校外活動については事前に保護者の同意を得ることとする。
- (2) 気象情報等にも留意し適切に対応する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への予防対策として以下について留意する。
  - ア 活動場所(更衣室含む)の利用は必要最小限度とし、屋内にあっては換気を徹底する。
  - イ 活動時間については、感染リスク低減を心掛け、自主練習等は原則禁止とする。
  - ウ 活動にあたっては、「三つの密」それぞれの回避に努める。
  - エ 適宜手洗い、消毒に努め、施設・用具等については可能な限り消毒する。
  - オ 校外での活動(練習試合・大会等)については地域の感染状況を確実に把握し、学校の許可を得て実施する。